

会員各位

(一社)大阪府トラック協会

改正運輸事業振興助成交付金法の成立について(ご報告)

平素は当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年3月31日、参議院本会議において改正運輸事業振興助成交付金法が全会一致で可決・成立いたしました。

本改正により、軽油引取税の税率特例(旧暫定税率)を根拠としていた制度の条文が見直され、**5年間、交付金制度を継続することが明確に規定されました。**なお、本改正法は旧暫定税率の廃止に合わせ、**4月1日より施行**されます。

このたびの法改正の実現は、全国のトラック運送事業者の声を国政に届け続けてこられた**全日本トラック協会 坂本最高顧問の長年のご尽力**によるところが極めて大きいものであります。制度の根幹が揺らぐなかにあっても、交付金制度の必要性を強く訴え続け、関係各方面との調整を重ね、今回の全会一致による成立へと導いてくださいました。

本制度は、交通安全対策、環境対策、人材確保、適正化事業など、トラック運送業界を支える極めて重要な財源であり、現場で働く**ドライバーの安全と生活を支える基盤**でもあります。今回の改正により、その制度が今後も継続される道筋が明確になったことは、業界にとって大きな意義を持つものといえます。

会員の皆様におかれましても、これまでの制度維持に向けた取り組みにご理解とご協力を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。大阪府トラック協会といたしましても、今後ともこの制度を活用しながら、トラック運送業界の健全な発展とドライバーの処遇向上に向けて取り組んでまいります。

引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。